

第5章

無線システム導入のための手続等

5 - 1	ロボットトラクタを使用する場合における無線局等の手続きの概略	… 6 6
5 - 2	ドローンを使用する場合における無線局等の手続きの概略	… 6 7
5 - 3	センサーを使用する場合における無線局等の手続きの概略	… 6 8
代表的な分類における各手続き等		
5 - 4	電波法に基づく無線局申請手続き	… 7 0
	① 無線方式別、② 免許申請、③ 登録申請、	
	④ 実験試験局、⑤ リース・レンタル・共用	
5 - 5	地域／自営等 BWA に係る注意事項	… 7 5
5 - 6	ドローン・ロボットトラクタ関連の注意事項	… 7 6
5 - 7	Wi-Fi (5.2GHz帯) の屋外利用	… 7 7
5 - 8	無線従事者の免許	… 7 8
5 - 9	無線局免許申請等の手数料	… 7 9
5 - 10	電波利用料	… 8 0
5 - 11	無線局の免許・登録後の手続き等	… 8 1
5 - 12	無線局の開設に係る申請・相談窓口	… 8 2

ロボットトラクタ 利用シーン



想定ユーザー

個別農家

自治体

農業団体

無線で扱う情報	無線システム選択肢	無線局免許
映像情報	キャリア5G	不要
	ローカル5G	必要
	キャリア4G/LTE	不要
	BWA	必要
	Wi-Fi	不要
制御情報 (発進・停止)	キャリア5G	不要
	ローカル5G	必要
	キャリア4G/LTE	不要
	BWA	必要
	Wi-Fi	不要
位置情報 (補正)		不要
	キャリア4G/LTE	不要
	簡易無線・業務用無線	必要

無線を使うには、
免許が2種類必要

無線局の免許
(無線設備)

操作者の免許
(無線従事者資格)

◆「第3級陸上特殊無線技士」以上の無線従事者資格が必要です。

- 資格の取得には
- ①「無線従事者国家試験」に合格
 - ②「無線従事者養成課程」を受講する方法等があります。

→ p 7 8 [無線従事者の免許]参照

無線局免許申請

書面申請 または 電子申請

電子申請は、24時間365日申請可能です。

申請手数料

無線設備の種類によって異なります。
書面申請より電子申請の方がお得です。
→ p. 7 9 [無線局免許申請等の手数料]参照

免許取得までの期間

簡易無線局、業務用無線局の場合は、
おおむね1か月程度です。
このマークがついていると
検査が省略されます。



<技適マーク>

電波利用料

免許の場合でも、登録の場合でも
毎年、電波利用料が必要です。
一括納付も可能です。

無線局登録申請

簡易無線には登録局もあります。

ドローン 利用シーン



想定ユーザー

個別農家

自治体

農業団体

無線で扱う情報	無線システム選択肢 →第2章 2-7 (p65)	無線局免許
制御情報	キャリア4G/LTE	不要
	Wi-Fi	
	微弱無線	
	特定小電力無線	
映像情報	無人移動体画像伝送システム	必要
	キャリア4G/LTE	不要
	Wi-Fi	
データ情報 (テレメトリ情報等)	無人移動体画像伝送システム	必要
	キャリア4G/LTE	不要
	Wi-Fi	
位置情報 (補正)	無人移動体画像伝送システム	必要
	キャリア4G/LTE	不要

無線を使うには、
免許が2種類必要

無線局の免許
(無線設備)

+

操作者の免許
(無線従事者資格)

◆「第3級陸上特殊無線技士」以上の無線従事者資格が必要です。

- 資格の取得には
- ①「無線従事者国家試験」に合格
 - ②「無線従事者養成課程」を受講する方法等があります。

→ p 7 8 [無線従事者の免許]参照

無線局免許申請

書面申請 または 電子申請

電子申請は、24時間365日申請可能です。

申請手数料

無線設備の種類によって異なります。
書面申請より電子申請の方がお得です。
→ p. 7 9 [無線局免許申請等の手数料]参照

免許取得までの期間

簡易無線局、業務用無線局の場合は、
おおむね1か月程度です。
このマークがついていると
検査が省略されます。

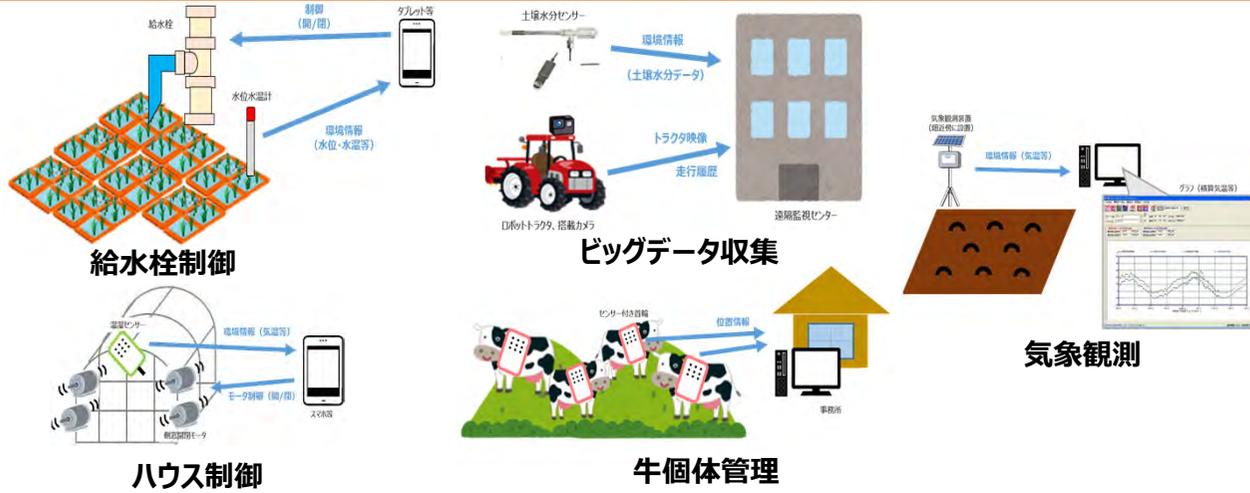


<技適マーク>

電波利用料

免許取得後に毎年、電波利用料
が必要です。
一括納付も可能です。
携帯局の場合 400円

センサー 利用シーン



想定ユーザー

個別農家

自治体

農業団体

無線で扱う情報

無線システム選択肢

無線局免許

無線を使うには、
免許が2種類必要

無線局の免許
(無線設備)

操作者の免許
(無線従事者資格)

◆「第3級陸上特殊無線技士」以上の無線従事者資格が必要です。
資格の取得には
①「無線従事者国家試験」に合格
②「無線従事者養成課程」を受講する方法等があります。
→ p 7 8 [無線従事者の免許]参照

環境情報
(水位・水温、土壌水分、気温等)

制御情報
(給水栓開閉、側窓開閉)

位置情報

キャリア5G

不要

ローカル5G

必要

キャリア4G/LTE

不要

BWA

必要

LPWA

不要

Wi-Fi

不要

無線局免許申請

書面申請 または 電子申請

電子申請は、24時間365日申請可能です

申請手数料

無線設備の種類によって異なります。
書面申請より電子申請の方がお得です。
→ p. 7 9 [無線局免許申請等の手数料]参照

免許取得までの期間

簡易無線局、業務用無線局の場合は、
おおむね1か月程度です。
このマークがついていると
検査が省略されます。



<技適マーク>

電波利用料

免許取得後、1年間ごとに電波利用料が必要です。
携帯局の場合、400円

無線局登録申請

書面申請 または 電子申請

電子申請は、24時間365日申請可能です

申請手数料

1局のみの場合、2,300円 (1,700円)
2局以上の場合は、包括登録 2,900円 (2,150円)

登録までの期間

不備がなければ、15日程度

電波利用料

登録後、1年間ごとに電波利用料が必要です。
携帯局の場合、400円

代表的な分類における各手続き等

5 - 4	電波法に基づく無線局申請手続き		5 - 6	ドローン・ロボットトラクタ関連の注意事項	… 7 6
	① 無線方式別	… 7 0	5 - 7	Wi-Fi (5.2GHz帯) の屋外利用	… 7 7
	② 免許申請	… 7 1	5 - 8	無線従事者の免許	… 7 8
	③ 登録申請	… 7 2	5 - 9	無線局免許申請等の手数料	… 7 9
	④ 実験試験局	… 7 3	5 - 10	電波利用料	… 8 0
	⑤ リース・レンタル・共用	… 7 4	5 - 11	無線局の免許・登録後の手続き等	… 8 1
5 - 5	地域／自営等 BWA に係る注意事項	… 7 5	5 - 12	無線局の開設に係る申請・相談窓口	… 8 2

無線システムを利用するためには、基本的に総務大臣（委任を受けた総合通信局長）に申請し、無線局免許を受ける必要がありますが、無線システムによっては登録手続きによるものや、手続きが不要なものがあります。

各無線方式ごとの免許制度

免許

- ✓ 標準処理期間は、1～1.5ヶ月
- ✓ 無線局運用者が免許手続き

ローカル5G

地域/自営等BWA

RTK-GNSS基地局
(各種業務用無線局)

ドローン
(無人移動体画像伝送システム)

RTK-GNSS基地局（簡易無線局）
免許/登録の区分
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/E/cr/dwn10.htm>

登録※1

- ✓ 標準処理期間は、0.5ヶ月。
- ✓ 無線局運用者が登録手続き

Wi-Fi
(5GHz帯無線アクセスシステム)
(5.2GHz帯高出力データ通信システム)

免許・登録不要※1、2

- ✓ 手続き無しで使用可能。

ドローン
(微弱無線、特定小電力、Wi-Fi)

Wi-Fi
(小電力データ通信システム)

LPWA

<無線従事者の要否>

- ✓ 第3級陸上特殊無線技士
(簡易無線局は不要)
- ✓ 無線局運用者が無線従事者を選任

- ✓ 第3級陸上特殊無線技士
(簡易無線局は不要)
- ✓ 無線局運用者が無線従事者を選任

- ✓ 無線従事者不要

- ※1 無線機器の技術基準適合証明マーク（技適マーク）を確認してください。（必須）
<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/tech/index.htm>
- ※2 微弱無線は微弱無線適合マーク（ELPマーク）を確認してください。（推奨）
<https://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/material/rule/>

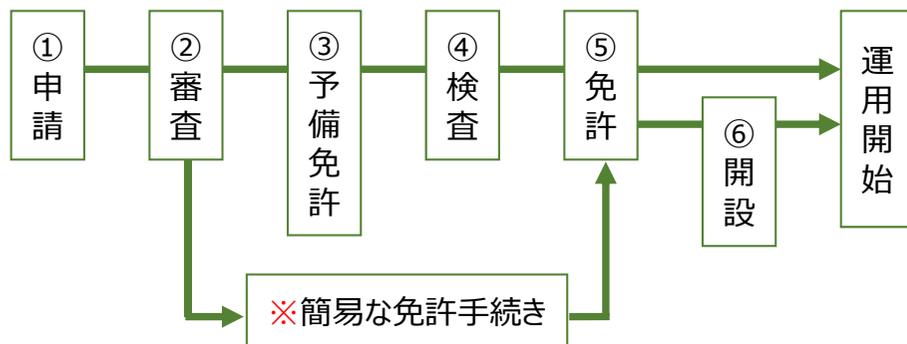


<技適マーク>



<ELPマーク>

無線局免許申請手続きの流れは以下のとおり。



※簡易な免許手続き 無線設備が技術基準適合証明
機器の場合は、予備免許、検査は省略。



＜技適マーク＞

＜無線局開局の手続き・検査（総務省 電波利用ホームページ）＞
<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/proc/index.htm>

＜陸上関係無線局に関する手続きについて（北海道総合通信局）＞
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/E/tetuzuki/index.htm>

① 申請

無線局の開設目的、設置場所、周波数、使用する無線設備の
工事設計などを記載した申請書・添付資料を提出

② 審査

提出された申請書類は、総務省（総合通信局）で審査を行う。
審査事項はおおむね次のとおり。

- ▶ 工事設計が電波法に定める技術基準に適合すること。
- ▶ 周波数の割当が可能であること。
- ▶ 総務省令で定める無線局の開設の根本的基準に合致すること。

③ 予備免許

審査の結果、電波法令に適合している場合は、予備免許が与え
られる。

④ 検査

予備免許を受けた申請者は、無線設備の工事が落成したときは、
「落成届」を総合通信局に提出し、落成検査を受ける。
なお、登録検査等事業者制度を利用すると、検査一部省略。

⑤ 免許

検査合格した場合、簡易な免許手続きによって検査省略された場合
は、免許状が交付される。免許には有効期間がある。
▶ 簡易無線局等は免許の日から5年。
▶ 各種業務用無線局等は、4年を超え5年以下の5月31日まで。

⑥ 開設

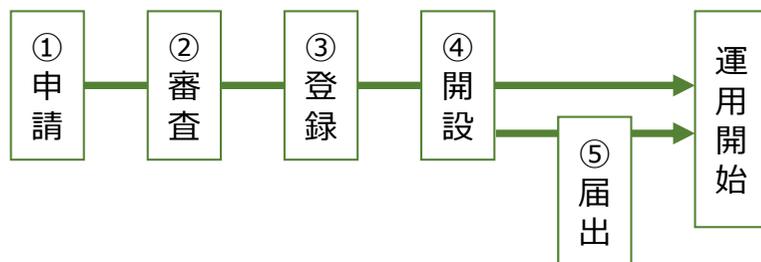
包括免許の無線局の運用開始後、運用開始届を提出し、月末の局数
を翌月15日までに開設無線局数届出を提出。その後、毎年免許の日
と同じ月日のある月と、増減のあった月に同様に開設無線局数届出を提出。

無線従事者の選任

無線局を運用する前に無線従事者を選任し、無線従事者選任届を
提出してください。

無線局登録申請手続きの流れは以下のとおり。

個別登録は1局ごとに申請。包括登録は同一規格の無線設備で登録局を2以上開設する場合にまとめて申請可能。



登録局は、無線設備が技術基準適合証明機器であることが必須条件です。



〈技適マーク〉

〈無線局開局の手続き・検査（総務省 電波利用ホームページ）〉
<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/proc/index.htm>

〈陸上関係無線局に関する手続きについて（北海道総合通信局）〉
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/E/tetuzuki/index.htm>

① 申請

無線局の開設目的、設置場所、周波数、使用する無線設備の工事設計などを記載した申請書・添付書類を提出

② 審査

提出された申請書類は、総務省（総合通信局）で審査を行う。審査事項はおおむね次のとおり。

- 無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては移動範囲）が総務省令に定める区域内であること。
- 重要な事項について虚偽の記載がないこと。また、重要な事実の記載が欠けていないこと。

③ 登録

審査の結果、電波法令に適合している場合は、登録状が交付される。登録には有効期間がある。

- 簡易無線局は登録の日から5年。
- Wi-Fiは、4年を超え5年以下の5月31日まで。

④ 開設

無線設備の設置工事を行い、無線従事者を選任。

⑤ 届出

包括登録を受けた場合は、無線局を開設した都度、使用する無線設備の工事設計などを記載した開設届出書を、開設の日から起算して15日以内に提出。

無線従事者の選任

無線局を運用する前に無線従事者を選任し、無線従事者選任届を提出してください。

無線システムの導入にあたり、事前に電波伝搬調査（実際に電波を発射して必要なエリアを確保するための無線局の設置場所や仕様などを検討するための調査）を行う場合、実験試験局の開設が可能です。手続きは「4-1 ② 免許申請」と同様で、標準処理期間は1～1.5ヶ月。

※ 実験試験局とは、「科学若しくは技術の発達のための実験、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査を行うために開設する無線局であって、実用に供しないもの」

新たな技術開発や製品開発、海外製品の国内導入のための実験、試験、調査を行うために実験試験局を開設する場合には、以下の制度が利用可能です。

【一般制度：実験試験局】

すでに実用化されている無線局の基準（電波法関係審査基準）の範囲外の場合、審査に時間を要するため、標準処理期間は6ヶ月。

<<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/exp/index.htm>>



【特定実験試験局制度】

告示で定める特定の周波数、空中線電力や使用地域が対象。告示は、利用者ニーズを反映して年に一回程度改正。標準処理期間は2週間。

<<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/spexp/index.htm>>



【技適未取得機器による実験に係る特例制度】

外国の認証を受けているWi-FiやBluetooth等、技適を取得していれば免許不要になる無線設備で告示で定めるもの、又はLTE、4G、5G等の携帯電話に係るものが対象。

<<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/exp-sp/index.htm>>

届出

<即日運用可能：最長180日間の運用>

無線システムをリース・レンタル会社等から借りる場合、複数人で共用する場合の注意事項は以下のとおり。

免許局

<リース・レンタル>

免許が必要な無線システムについては、一時的に借りる場合であっても、運用者が無線局免許を取得する必要がある。

<複数人の共用>

複数の個人が共同で利用する場合は、各個人が無線局免許を取得する（無線設備を共用するため、最初の一人以外は検査を省略。）、若しくは、利用者の団体を作り、無線局免許を取得する。

登録局

<リース・レンタル>

登録が必要な無線システムについては、一時的に借りる場合、リース・レンタル会社が手続き（無線局の登録手続き、無線局運用特例届出書の提出など）を行うことにより、運用者の登録手続きは不要。（電波法第70条の9）

<複数人の共用>

複数の個人が共同で利用する場合は、各個人が無線局登録を行うか、又は<リース・レンタル>の手続きによる。

地域BWA

1. 電気通信事業者であること。（予定含む）
2. 地域BWAの活用による市町村と連携した地域の公共の福祉の増進に寄与するサービス計画を有すること。
3. 隣接周波数帯を使用する全国BWA事業者と調整すること。
4. 以下に該当する場合、既存の地域／自営等BWA免許人と調整すること。
 - ・申請者のカバーエリアと既存免許人の調整対象区域が重複する場合。
 - ・申請者の調整対象区域と既存免許人のカバーエリアが重複する場合。

<地域BWA推進協議会>

<http://www.chiiki-wimax.jp/>

カバーエリア：基地局と陸上移動局との間で通信が可能な区域

調整対象区域：カバーエリア周辺の区域であって他の地域／自営等BWA無線局との間で有害な混信を回避するために調整の要否を判断するための区域

<電波法関係審査基準 別紙2 無線局の目的別審査基準／第2 陸上関係／1 電気通信業務用
／（19）地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局>

自営等BWA

1. 隣接周波数帯を使用する全国BWA事業者と調整すること。
2. 以下に該当する場合、既存の地域／自営等BWA免許人と調整すること。
 - ・申請者のカバーエリアと既存免許人の調整対象区域が重複する場合。
 - ・申請者の調整対象区域と既存免許人のカバーエリアが重複する場合。

<自営等BWA事業者の事業者間調整ガイドライン（地域BWA推進協議会）>

<http://www.chiiki-wimax.jp/>

カバーエリア：基地局と陸上移動局との間で通信が可能な区域

調整対象区域：カバーエリア周辺の区域であって他の地域／自営等BWA無線局との間で有害な混信を回避するために調整の要否を判断するための区域

<電波法関係審査基準 別紙2 無線局の目的別審査基準／第2 陸上関係／4 その他／（17）自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局>

無人移動体画像伝送システム

- 無人移動体画像伝送システムの申請にあたっては、同一周波数帯を使用する他の無人移動体画像伝送システム等との混信防止のための運用調整に関する資料を提出すること。

<無人移動体画像伝送システムの運用調整（日本無人機運行管理コンソーシアム（JUTM））>

<https://jutm.org/>

電波法関係審査基準 別紙2 無線局の目的別審査基準／第2 陸上関係／3 その他の一般無線局
／（20）無人移動体画像伝送システムに使用する陸上移動局及び携帯局

微弱無線、アマチュア無線、その他

- ドローンに使用される免許不要の「ラジコン操縦用微弱無線」は、産業用とホビー用で使用周波数が異なります。農薬散布や圃場のセンシング等は「産業用」の周波数・無線機器を使用してください。
- ドローンに使用される通信機器としてアマチュア無線がありますが、アマチュア無線は業務（農薬散布や圃場のセンシング等）に使用できません。
- ロボットトラクタの農道走行やドローンの農薬散布等には、道路交通法や航空法等の手続きが必要な場合があります。

<農林水産省>

- 農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン
- 農道における車両の通行に関する措置
- 無人航空機を利用して行う農薬等の空中散布
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/>

<国土交通省>

- 無人航空機（ドローン等）の飛行ルール（国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html
- 航空法に基づく無人航空機の登録制度（令和4年6月～）
<https://www.mlit.go.jp/koku/drone/>
- 無人航空機の目視外飛行等に係る機体認証制度、及び技能証明制度の導入（改正航空法R3.6.11公布、1年6月以内施行）
https://www.mlit.go.jp/report/press/kouku01_hh_000110.html

5.2GHz帯高出力データ通信システム

5.2GHz帯を使用するアクセスポイント（基地局）や中継器（陸上移動中継局）を屋外で利用する場合、衛星システムや気象レーダーに影響を与えないよう、

- ① 専用の機器（5.2GHz帯高出力データ通信システム）
- ② 事前に総合通信局に「登録局」の手続
- ③ 告示に示す「開設区域」内での利用が必要です。

① 専用の機器

「特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（証明規則）」第2条第73号の基地局、又は第74号の陸上移動中継局の無線設備（5.2GHz帯高出力データ通信システム）に限ります。

<技術基準適合証明等を受けた機器の検索（総務省 電波利用ホームページ）>
<https://www.tele.soumu.go.jp/giteki/SearchServlet?pageID=js01>

② 事前に総合通信局に「登録局」の手続

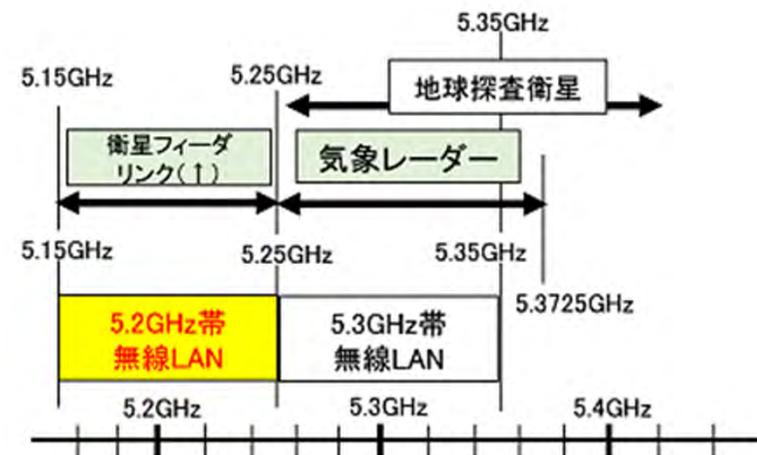
基地局、陸上移動中継局は登録申請が必要ですが、陸上移動局（証明規則第2条第75号）は申請不要です。

③ 告示に示す「開設区域」内での利用

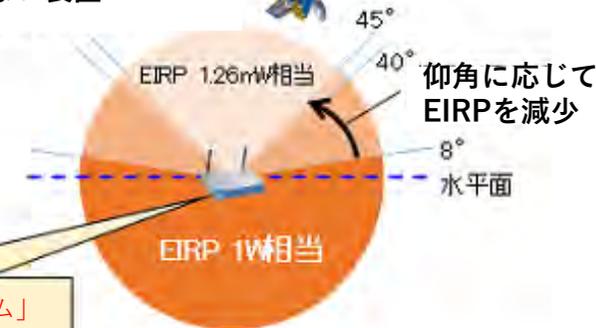
北海道内の開設区域は、札幌市、更別村に限定されています。

④ その他

証明規則第2条第19号の3の機器（小電力データ通信システム）の5.2GHz帯、5.3GHz帯は原則、屋外利用できませんが、端末設備であって、登録を受けた「5.2GHz帯高出力データ通信システム」と通信する場合に限り、5.2GHz帯の屋外利用が可能となります。



上空側に強い電波が出ない装置



「5.2GHz帯高出力データ通信システム」の技適等を取得した専用の機器

電波は空間を伝わるという性質があるため、電波を利用して通信する際に操作を誤ると、他の通信に混信・妨害を与える恐れがあります。このことから無線設備を操作するためには、原則として電波に関する一定の知識・技能を身につけ、総務大臣の免許を受けて無線従事者になる必要があります。

無線従事者の資格を取得するには、次の方法があります。また、無線従事者の資格は一度取得すれば生涯有効です。

国家試験に合格する

資格ごとに行われる国家試験に合格することにより、無線従事者資格を取得できます。

無線従事者資格の国家試験は、指定試験機関の公益財団法人日本無線協会が実施しています。 <https://www.nichimu.or.jp/>

養成課程を修了する

養成課程は、総務大臣が認定した者（団体）が、無線従事者として求められる知識・技能の習得を目的として行う講習をいいます。

養成課程の受講者は、電波法令で定められた授業時間を受講し、修了試験に合格することで国家試験を受けることなく無線従事者資格を取得できます。

例 公益財団法人日本無線協会が実施する第三級陸上特殊無線技士の養成課程

令和3年度 北海道内で18回実施。授業時間 法規4時間 無線工学2時間。修了試験1.5時間。

<https://www.nichimu.or.jp/>

その他、認定を受けた学校で無線通信関係の科目を修めて卒業する等

無線従事者制度 <https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/operator/>

無線従事者資格の取得方法 <https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/operator/acquest/index.htm>

電波法に基づく無線局免許・登録申請に係る手数料、資格の取得に必要な手数料については以下のとおり。(令和4年3月現在)

免許申請手数料

免許種別	空中線電力	免許申請		再免許申請	
		書面申請	電子申請	書面申請	電子申請
個別免許 ※ 1	1W以下	3,550	2,550	1,950	1,500
	1W超～5W以下	4,250	3,050	3,350	2,400
	5W超～10W以下	6,700	4,500	4,950	3,250
	10W超～50W以下	14,600	10,400	6,700	4,500
	50W超～500W以下	25,500	17,000	9,700	6,500
	500W超～	30,200	19,300	12,700	8,700
包括免許 ※ 2	—	10,200	7,300	4,800	3,350

※1 無線局1局あたりの金額。

※2 同一規格の複数の無線局を1件にまとめた場合の金額。

登録申請手数料

登録種別	登録申請		再登録申請	
	書面申請	電子申請	書面申請	電子申請
個別登録 ※1	2,300	1,700	1,450	1,050
包括登録 ※2	2,900	2,150	1,850	1,400

無線従事者資格に係る手数料等

資格種別	国家試験手数料	免許申請手数料	養成課程受講料
第3級陸上特殊無線技士	5,600	1,750	実施機関による

電波利用料制度とは、無線局を開設している方に、より円滑に電波を利用していただくため、必要な経費を無線局の規模に応じてご負担いただく制度です。納めていただいた電波利用料で、電波監視や不法無線局の探査、周波数有効利用のための研究等を行っています。

無線局を開設した場合、毎年、電波利用料を納めていただくことになります。無線局1局あたりの金額は以下のとおり。（令和4年10月現在）

電波利用料

システム名称	無線局種別	周波数帯	空中線電力	金額
ローカル5G	基地局	4.7GHz帯	0.01W以下	3,100
			0.01W超	6,400
		28GHz帯	-	3,100
	陸上移動局（包括免許）	-	-	360
BWA	基地局	2.5GHz帯	0.01W以下	3,100
			0.01W超	22,800
	陸上移動局（包括免許）	-	-	360
Wi-Fi	基地局	5GHz帯（包括登録）	-	3,560
	陸上移動局	5GHz帯（包括登録）	-	400
無人移動体画像伝送システム	携帯局	169MHz帯、2.4GHz帯、5.7GHz帯	-	400
RTK-GNSS	簡易無線局	150MHz帯、400MHz帯	-	400
	基地局	150MHz帯、400MHz帯	0.01W以下	3,100
0.01W超			6,400	
-	実験試験局	-	-	300

変更申請・届出

無線設備の移設や取り替え等、免許・登録を受けた内容に変更が生じる場合は、事前に変更手続きが必要です。ただし、軽微な変更（損傷による同型アンテナへの交換等）については、変更後の届出となります。また、変更許可後に検査が必要な場合があります（免許局のみ）。

- ・ 許可を要しない軽微な変更 免許局：電波法施行規則別表第1号の3、登録局：電波法施行規則第19条
- ・ 検査を要しない変更 電波法施行規則別表第2号

再免許申請

無線局の免許・登録には有効期間があるため、継続利用するためには事前に再免許・再登録申請が必要です。

- ・ 再免許申請期間 免許の有効期間満了前3ヶ月以上6ヶ月以内
- ・ 再登録申請期間 登録の有効期間満了前1ヶ月以上3ヶ月以内

（例 免許の有効期間が5月31日の場合、再免許申請期間は12月1日から2月末まで）

定期検査

以下の無線局は定期的に検査を受ける必要があります。

- ・ 基地局（空中線電力1W超）、携帯基地局（空中線電力1W超）、陸上移動中継局（空中線電力1W超） 5年ごと
- 定期検査不要な無線局は以下のとおり。
- ・ 基地局（空中線電力1W以下）、携帯基地局（空中線電力1W以下）、陸上移動局、携帯局、簡易無線局、実験試験局

無線局の廃止

無線局を廃止する際は、廃止届の提出が必要です。廃止手続きをしないと電波利用料が発生します。

北海道内で無線システムを利用する場合の「北海道総合通信局」の申請・相談窓口は以下のとおりです。

無線システム等	申請・相談先	電話
ローカル5G	無線通信部 陸上課 第2私設担当 ※1、2	011-709-2311 (内線4657)
地域BWA	無線通信部 陸上課 電気通信事業担当	011-709-2311 (内線4645)
自営等BWA	無線通信部 陸上課 第2私設担当 ※1、2	011-709-2311 (内線4657)
Wi-Fi (5GHz帯無線アクセスシステム) (5.2GHz帯高出力データ通信システム)	無線通信部 陸上課 第2私設担当 ※1、2、3	011-709-2311 (内線4657)
ドローン (無人移動体画像伝送システム)	無線通信部 陸上課 第2私設担当 ※1、2	011-709-2311 (内線4657)
RTK-GNSS基地局 (各種業務用無線局)	無線通信部 陸上課 第2私設担当 ※1、2	011-709-2311 (内線4657)
RTK-GNSS基地局 (簡易無線局)	無線通信部 陸上課 第2私設担当 ※3	011-709-2311 (内線4656)
実験試験局	無線通信部 電波利用企画課	011-709-2311 (内線4624)
※1 申請者が国の機関の場合、申請先は官庁担当		011-709-2311 (内線4644)
※2 申請者が地方公共団体、農業協同組合の場合、申請先は公共団体担当		011-709-2311 (内線4654)
※3 包括登録申請について、本社所在地・住所が道外の場合は、当該所在地等を管轄する総合通信局に申請してください。 https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/other/commtab1/index.htm		